

11. 水産物に関する Q&A

QA100 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか

国産の生鮮水産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、「生産した水域の名称」（水域名）を表示することが義務付けられています（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖など）。

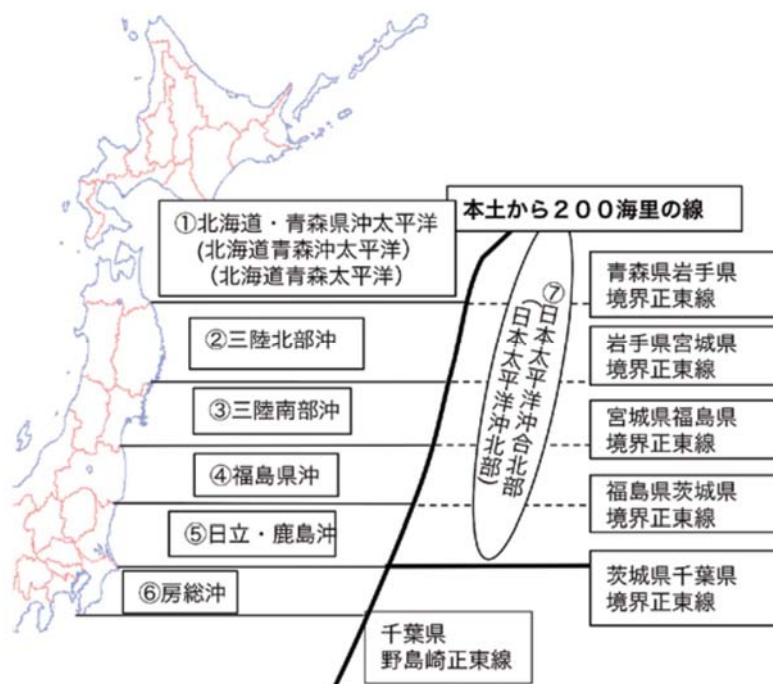
ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起らないよう取締りに努めています。

また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲された水産物について、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成 23 年 10 月 5 日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

具体的な水域区分は、回遊性魚種^{*1}については、次のとおりです。

東日本太平洋における
水産水域名の表示方法^{*2}



平成 25 年 12 月 10 日 海洋生物環境研究所での意見

※1：回遊性魚種

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

※2：沿岸性魚種の表示は「〇〇県沖」を基本とします。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第9版）より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日（第8版による）

改訂日：2015年3月31日